

第3回規制改革推進会議終了後記者会見録

1. 日時：平成28年10月24日（月）16:00～16:19
2. 場所：合同庁舎4号館4階408会議室

○大田議長 それでは、規制改革推進会議の第3回が終わりましたので、議論の概要を御説明いたします。

きょうは1つ目としまして、旅館業法の見直しをスタートさせました。前回、民泊の議論をしましたときに、そもそも旅館業法自体を見直すべきだという指摘が委員から幾つかございました。それを本会議で扱ったという次第です。厚生労働省においていただいて、御説明を伺いました。

お手元の資料の参考資料2の3ページに「旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）」が書かれていますが、この「構造設備の基準」をめぐる委員から幾つか意見が出されました。御紹介いたします。まず、部屋数の制限が要るのか、部屋数を制限する合理的な理由は何なのかという質問が出ました。これに対して厚生労働省からは、安定的な経営の確保が目的であるという答えがありました。

関連した別の意見として、今あるいろいろな基準を緩和していくというのではなくて、現時点で必要最小限の基準は何なのかというゼロベースで見直していくことが必要であるという意見が出ました。つまり、現状でいくと、先ほどの部屋数の制限の目的とされた「安定的な経営の確保」という基準は必要ないわけです。今の時代にどういう基準が必要であるかという観点で見直すべきだという意見があり、これに対して厚生労働省からは、そのような視点を持って見直したいという回答がありました。

同じく構造設備に関連して、玄関に帳場を置かねばならないとことになっているが、この帳場は何のためにあるのかという意見が出ました。これに対して本人確認という答えだったわけですが、ITの時代に本人の確認をする方法はほかにもあります。例えば今、外国人に対しては指紋認証で本人確認をするという実証実験も行われているようですし、本人確認の方法はほかにもあるのではないかと。逆に帳場だから本人確認ができるのかという意見がありました。これに対して厚生労働省からは、人の出入りを確認する。帳場に人がいることで、本人確認のみならず、入ったらいけない人が入ってくるのも防止しているのだという答えがありました。しかし、ICTを使って他にできる方法もあるので検討したいというお答えでした。

それから、「これらの構造設備の基準が厚生労働省が管轄する公衆衛生の観点から本当に不可欠なのか。目的に対して必要最小限の基準であるという立法上の根拠を次回示してくれ」という要請が出されました。次回議論がなされるときは、この構造設備の基準がな

ぜ必要なのかという根拠が厚生労働省から示されるはずです。

今後の厚生労働省における議論のスケジュールですが、お手元の資料1の6ページに「旅館業法の改正を検討中の事項」ということで、「ホテル・旅館営業の一本化」「無許可営業業者等に対する対応」の2つが出ておりますが、きょう確認をしましたところ、この2つにとどまらず、先ほど申し上げた構造設備の基準全般について見直すということでした。

そして、その時期ですけれども、通常国会に民泊新法とあわせて旅館業法の改正も出されるというスケジュールになっておりますので、それにあわせて議論するということでした。つまり、通常国会に出すということであると、年内に取りまとめをしていくということですので。規制改革推進会議としても、それまでに再度会議で議論し、年内の取りまとめに向けた提言を出していきたいと考えています。

1つ目の議題については以上です。

2つ目の議題は、生産資材価格形成の仕組みの見直し、流通・加工の業界構造の確立に関する意見です。これは、10月6日に農業ワーキング・グループと未来投資会議の「ローカルアベノミクスの深化」会合とあわせて提言が出されておりますので、これについてはもう皆さん御存じだと思います。これについて、きょうは規制改革推進会議本会議への報告がありました。

3番目、各ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項についてということでも4つのワーキング・グループから報告がなされました。お手元の資料をご覧ください、ご質問があればどうぞ。

きょうの議題は以上です。

○司会 では、挙手いただきまして、お名前、所属をおっしゃってから、発言ください。

どなたかおられますでしょうか。

○記者 旅館業法のところで確認なのですが、資料の6ページ、先ほど御説明いただいた検討中の旅館業法の改正事項は、もう既に厚生労働省で検討はしていて、その上で、先ほど議長から説明があった部屋数の制限ですとか帳場の見直しについてのあり方を年内に方向性をまとめた上で、関連の法整備を来年の通常国会で行う、そういう認識を厚生労働省のほうで示されたということでしょうか。

○大田議長 前回民泊でヒアリングをしましたときに、旅館・ホテルの要望を受ける形で検討を既に始めているということがありまして、規制改革推進会議の委員から、要望を受けての議論だけではなくて、全般的に見直すべきだという意見がありました。それで今回、全般的な見直しを行うということで説明を受けたということです。その点について確認いたしました。法律の全般を見直していく、構造設備についても帳場、部屋数の2つだけではなくて基準全体について見直していくということです。きょう特に議論があったのがその2つですが、全般について見直すことになります。

○司会 ほかにございますか。

○記者 今おっしゃった構造設備の基準全体について見直していくという、ここで言う構造設備というのは具体的にどんなことが挙げられるのかを教えてくださいたいのが1点目。もう一つは、旅館業法の見直しと民泊との関係というのは相互にどのような影響があるものなのか、ないものなのか。その辺の御見解を教えてください。

○大田議長 構造設備の基準は資料に書かれています。

○記者 何ページですか。

○大田議長 参考資料2の3ページです。よろしいですか。これの全般について見直していくということです。

○記者 わかりました。

○大田議長 民泊との関係ですけれども、民泊は従来の法律の枠内で考えるのではなくて、新しい法律をつくるということで議論がなされていて、その法案作成について前回ヒアリングをいたしました。それに関連して、最小限の旅館業法の見直しも行われますが、今回さらに広げて旅館業法全体の見直しもその法改正の中に入れていくということです。この趣旨としましては、民泊という新しい形の宿泊スタイルをつくる。ということは、これまでの旅館・ホテルも、より創意工夫を生かして宿泊サービスを提供していくということが必要になります。そこで、その創意工夫を阻むようなものがあれば、その規制は取り除いていきたいということで議論に着手しています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかはいかがでしょうか。

○記者 議題の2番、生産資材価格なり、流通・加工の業界構造の確立に関する意見については報告があって、その後、何か意見のやりとりはあったのでしょうか。

○大田議長 2つありました。例えばニューヨークでもそば屋さんの前には行列ができていますし、日本の農産物というのは世界で非常に人気があります。ですから、日本の農業者の方はそういう実態を見て、もっと自信を持っていいのではないかという意見がありました。農家の方にはそういう需要についての情報は共有されていないのだろうか、と。これに対して金丸座長のほうからは、農家のほうからは、今どういう売られ方をしているのか、消費者あるいはレストランがどのような反応を示しているのかということがダイレクトにわかる形になっていない部分が大半であるということ、それに対して、生産者と消費者が相互に連携をとれるような形がもっとふえていくことが望ましいのだという答えがありました。今回出しました意見書の3ページ目、(2)の「②国は、農業者・消費者のメリットを最大化するため、農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進する」と書かれています。また、下のパラグラフでは「農業者の努力・創意工夫と消費者のニーズ・評価が双方で情報交換できるようICTを最大限活用するとともに、農産物の規格（従来の市場規格・農産物検査法の規格等）についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す」、そういうことを含めてここが書かれているという説明がありました。

もう一つの意見として、生産資材の価格や流通加工構造の問題以前に、減反によって生産物、米自体の値段が高くなっているという、そのことが問題なのではないかという意見がありました。

○司会 前の方、どうぞ。

○記者 部屋数の制限を撤廃することでどういったメリットがあるとお考えでしょうか。

○大田議長 これはまだ撤廃であるのか、緩和であるのかわかりませんので、仮定の話ですけれども、きょう出ていた事例としては、例えば非常に高級なタイプの旅館で、1室だけを1組にだけ提供するという可能性もあるのではないかと。これは一つの例です。レストランでも1日1組というレストランがあったりしますね。ごく少数の客に高いサービスを提供するという選択肢もあるだろうと、これはきょう出された例です。

○記者 帳場をなくすというのは、要は事務的というか、そもそも必要ないだろうという観点でということですか。

○大田議長 なくすというより、帳場の意味は何なのだということ、本人確認だとすると、本当に帳場でできるのかという問題と、本人確認であればICTを使ってより効率的な方法があるのではないかとという問題です。

○記者 ほかに全体、構造全体とおっしゃっていましたが、部屋数の問題と帳場の問題以外に規制改革推進会議としてはこういったところの見直しを進めてほしいというか、今後議論していきたいというポイントはありますか。

○大田議長 きょう具体的に出た意見はこの2つです。もちろん全般として今何が必要かをゼロベースで見直すという意見ですとか、これまでも旅館業法というのは農業体験とか、イベント民宿、古民家という形で、いろいろな形で類型にあわせて広げてきているわけですけれども、それによって整合性がとれなくなっているのではないかと。やはりここは全般を見直すべきだという意見も出されました。つまり趣旨としては、ここが問題、ここが問題というよりも、もともとが昭和23年、構造設備は昭和32年。それからかなり時代は変わってきておりますので、ここで全部見直すべきだという趣旨です。

○司会 ほかはいかがでしょうか。

○大田議長 先ほど1つ説明を忘れたのですが、4つのワーキング・グループはこれからここに出した審議事項に沿って議論をスタートしていきます。それぞれのワーキング・グループの後は事務局が基本的にブリーフィングしておりますけれども、座長が必要と認めるときは、座長みずから記者会見を行うというルールにしておりますので、よろしく願います。

○司会 どうぞ。

○記者 農業ワーキングのことで、ちょっと細かくて申しわけないのですが、金丸座長が出されている審議事項で、一番下に「地方創生をふまえた農業の成長に資する法制度の見直し」と書いてありますが、これは具体的にどのような内容なのでしょう。

○大田議長 6次産業化ですとか、それも含めて成長の可能性のあるものについて法制度

を見直していくという説明がありました。上に「総点検」ということが書かれていますが、まさに総点検であると思っています。

○司会 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、本日の記者会見はこれで終了いたします。

どうもありがとうございます。